

なぜ高くなる国民健康保険税

…その理由と国保財政の現状について…

近年、テレビや新聞等で各地の国民健康保険税について報じられ、いろいろと話題になっておりますが、本市では今年度1世帯平均で8.11%の保険税が引上げられることになりました。このことについては、広報4月号でお知らせしましたが、今回は保険税が引上げられるその理由と国保の現状をお伝えし、被保険者の皆さんのご理解をお願いします。

国民皆保険制度と 国保の現状

昭和36年4月から国民皆保険制度が実施され、国民のすべてが医療保険に加入しなければならなくなりました。

医療保険は、日頃からそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、病気をケガをしたときに、この集めたお金で医療費を負担し、お互いに助け合おうという考え方で制度化されたものです。そこで本市に住所を有する人で職場の健康保険に加入していない人は、必ず国民健康保険に加入しなければならないことになっております。

国民健康保険は、医療費の高負担に苦しむ農業者、商工業自営者等の方を救済するために昭和13年に創設された制度で、本市では昭和27年から国保事業を開始しています。

本市における今年3月末の総人口は72,471人で、このうち35.6%にあたる25,806人が国保に加入しています。これら国保加入者を被保険者と言いますが、被保険者が病気などのため医師にかかった場合、自己負担として医療費全体の3割を窓口で徴収されますが、あとの7割を保険で給付しており、さらに自己負担分が同一の病院などで1か月に3万9千円を超えた部分についても高額医療費として保険で給付するなど手厚い給付をおこなっています。

たばこは市内で
買いましょう。

1箱(150円のもの)につき
24円25銭が市の収入になります。

「県政モニター」を募集

県では、県の施策に関する意見、要望をひろく県民の皆さんからお聞きして、県政推進の参考とするため県民から県政モニターを募集しています。ご希望の方はご応募願います。

募集人員・44名(任期2年)

応募資格・県政について関心のある満20歳以上の男女(地方公共団体の議員、公務員を除く)

応募締切・5月10日(水)まで

申込み先・はがきに次の事項を記入のうえ秋田県広報課(秋田市山王四丁目1の1)までお送りください。

①住所、氏名、年齢、自宅電話番号

②職業(具体的に記入)

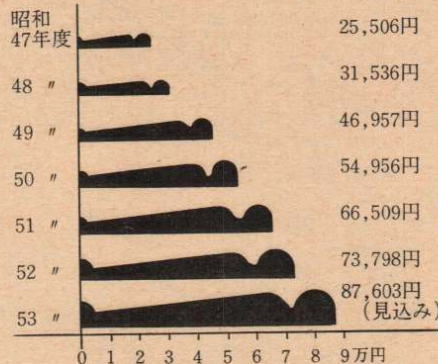
③勤め先、所属団体等の名称

④県政モニターとしての抱負

(100字程度にまとめてください)

※選考の結果は5月中旬に直接本人あて通知します。

＜昭和47～53年度1人当り医療費＞



国保財政と医療費

被保険者が病院などで治療を受けた場合、医療費全体の70%は国保で給付することは前段で述べましたが、このうち40%は国からの補助金、残りの30%は被保険者が納めた保険税という割合で市の国保会計から病院や医院に支払われます。

したがって、医療費が多くなると、国からの補助金も増えますが、被保険者の一部負担金や保険税で支払う額も当然増加するので、これが保険税の引上げというかたちであらわれてくるのです。

近年、特に老人、乳幼児、高齢身体障害者、重度身体障害者などの医療費無料

化制度が年々拡大され、又、高額療養費支給制度も49年7月から実施されたことにより被保険者の受診率が上がり、さらには医療費が46年度に13.7%引上げされたのをはじめ、今年2月の9.6%を含め5回にわたり、67.4%の医療費が引上げられています。たとえば45年度の被保険者1人当りの医療費16,765円を100とした場合、53年度では87,603円と8年間で5.2倍にも達する見込みです。

このようなことから「医療費が増えれば保険税が高くなる」ということをご理解いただきたいと思います。

教育長に月居氏



吉成敏氏の死去により空席となっていた市教育長に月居泰(つきおり たい)氏が任命されました。

同氏は去る3月定例会で市教育委員としての同意を得、4月6日に教育委員の互選、そして県教育委員会の承認のもと決定されたものです。

＜月居教育長の略歴＞

本籍・大館市十二所字十二所186番地

住所・大館市上町4番地

昭和17年に東京府豊島師範学校本科

一部を卒業後、東京府国民学校に勤務、

その後秋田県へ出向、鷹巣小、中、綴子小、

米内沢小教諭、北教育事務所主任管理

主事、山瀬小学校長、成章小学校長を

歴任、50年4月からは市教育委員会学

校教育課長を務めていました。

国保会計予算のしくみ

国保会計は一般会計と異なり、まず病院などに支払う医療費や職員の人件費などの総務費、その他の歳入を見積り、これに見合う歳入を求める方法で予算が組まれます。

このため、歳入見込額のうち、医療費の40%と事務費、助産費など国の補助金を差引いた不足額を保険税で負担することになっています。

52年度、53年度歳入歳出予算比較表

(単位千円)

歳 入				歳 出			
科 目	53年度	52年度	比 較	科 目	53年度	52年度	比 較
国民健康保険税	707,558	688,151	19,407	総 務 費	55,877	45,887	9,990
一部負担金	2	2	0	保 険 給 付 費	1,696,618	1,478,492	218,126
使用料及び手数料	50	200	△ 150	公 債 費	1,875	2,000	△ 125
国庫支出金	1,053,867	884,447	169,420	諸 支 出 金	3,569	1,825	1,744
県 支 出 金	2,000	1	1,999	予 備 費	50,138	43,707	6,431
財 産 収 入	996	321	675	保 健 施 設 費	0	17,204	△ 17,204
繰 入 金	30,001	12,789	17,212				
繰 越 金	10,000	1	9,999				
諸 収 入	3,603	3,203	400				
歳 入 合 計	1,808,077	1,589,115	218,962	歳 出 合 計	1,808,077	1,589,115	218,962

国民年金だより



◆保険料は4月分から1か月につき
2,730円に上げられました

国民年金の保険料が4月分から1か月2,730円に上げられました。

国民年金は、給付費用の3分の1を国庫が負担しながら、高齢年金を初め各種年金額を、物価の上昇

に比べて目減りしないように、毎年上げてきました。昨年も物価スライドによって給付費を9.4%引上げましたので、この増えた給付費分として、今年の4月から保険料も改めたわけです。

国民年金をよりよくするため、保険料の納付にご協力ください。

◆「現況届」を忘れずに

提出期限は5月末日です

国民年金の障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている皆さん、今年も「現況届」を提出する時期になりました。

この用紙は、お宅へ郵送されます。

「現況届」は、毎年1回、あなたや家族の状態などに変更がないかを確認し、引続き年金が受けられるかどうかを調べるものですから、必ず今月末までに正しくご記入のうえ、年金係へ提出してください。

提出が遅れたり、忘れられましたと、年金の支払いが遅れたり、止められることがありますから、ご注意ください。

毎月2日に市役所第1会議室(当日が日曜のときは翌日) 場所・市役所第1会議室